

# 「首都圏等での食フェア展開業務」仕様書

## 1 委託事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、販売促進のための商談会や物産フェア等の機会が減少しており、多くの食関連事業者から販売促進及び販路拡大の機会提供が求められています。

首都圏・関西圏を中心に展開する百貨店やスーパー（以下「小売店」という。）での食フェアを実施することで、県産食品の消費拡大及び販路拡大を図り、本県の食関連事業者の経営支援につなげます。

## 2 事業主体

三重県

## 3 事業委託の内容

### (1) 委託事業名

首都圏等での食フェア展開業務

### (2) 委託期間

契約日から令和4年2月28日（月）

### (3) 委託内容

#### ① 首都圏等の食フェアの実施

- ・全国の消費者をターゲットとして、みえの食の魅力を広くPRし、県産食品を販売するフェアを小売店と連携して実施すること
- ・フェアは、首都圏・関西圏を中心に展開する小売店の延べ8店舗以上で実施すること（ただし、2小売店以上で実施すること）

※（例）Aスーパー2店舗、Bスーパー6店舗

Aスーパー5店舗、C百貨店3店舗

Aスーパー2店舗、Bスーパー3店舗、C百貨店2店舗

- ・フェアは、1店舗あたり3日以上実施すること
- ・フェア開催時に、消費者の購買意欲を高めるキャンペーンを実施するとともに、小売店のWEB（オンライン）サイトにおいて、フェア出品商品の販売を実施すること
- ・広告宣伝においては、WEB、SNS、アプリ等や販促物（チラシ、ポスター等）の活用により広く消費者に周知すること
- ・事業実施にあたっては、業種や施設の種別に応じた感染防止対策（ガイドライン）を十分に踏まえた新型コロナウイルス感染防止対策を講じること
- ・フェア終了後も、フェア開催の小売店において、継続的な販路の構築が図られるよう調整に努めること
- ・2小売店以上で実施する際に、相乗効果が図れるよう工夫すること

#### ② 食フェアで販売する商品の選定

- ・公募等により広く商品を集め、フェア開催の小売店バイヤーが参加する商談会等を実施しながら、商品を選定すること

- ・新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、フェア開催の小売店バイヤー等による生産者・事業者への訪問を実施すること

#### 4 委託費及び経費等

委託料の範囲内で当該事業を行うものとします。  
対象経費は、事業の実施に真に必要なものに限ります。

#### 5 業務遂行体制

##### (1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員（後方支援者も含む）を報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とします。

##### (2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を報告して下さい。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とします。

##### (3) その他

業務担当者及び作業員は、本県庁舎内等において業務を遂行する際は、社員証等の受託業務従事者であることが証明できるものを携帯して下さい。

#### 6 納品する成果品

以下の資料を令和4年2月28日（月）までに、中小企業・サービス産業振興課に紙媒体2部 及び 電子媒体（CD-ROM等）1式を提出してください。

- (1) 事業実施報告書（A4版・カラー）
- (2) 本業務において制作された資料等
- (3) その他、県が成果品として提出を求めるもの

#### 7 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

#### 8 委託料の支払方法及び支払時期

- (1) 委託料の支払は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとします。
- (2) 上記に関わらず、本業務を実施するにあたり必要がある場合は概算払いをすることができるものとします。

#### 9 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

## 10 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
  - ウ 三重県に報告すること。
  - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

## 11 障がいを理由とする差別の解消の推進

受注者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとします。

## 12 その他

- (1) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守することとします。また、三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対する罰則があります。
- (2) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。
- (3) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとします。
- (4) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受注者が協議のうえ実施するものとします。
- (5) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、委託業務の内容に変更が生じる場合は、三重県と受注者が協議のうえ、委託料を減額する場合があります。